

# 託送供給約款以外の供給条件

(平成26年4月23日付け 20140418資第22号承認)

[低圧受電についての特別措置]

平成26年5月1日実施

中部電力株式会社

## 託送供給約款以外の供給条件の内容

[低圧受電についての特別措置]

### 1 適用

契約者が、受電電圧が低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の受電地点を含む接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、託送供給約款（平成26年4月18日届出。以下「託送約款」といいます。）の適用にあたって、低圧の受電地点については、この託送供給約款以外の供給条件によります。

### 2 契約の要件

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕8（契約の要件）(1)イ、ホ、(2)イおよびホまたは託送約款〔特定電気事業用〕7（契約の要件）(1)イ、ホ、(2)イおよびホは、適用いたしません。

### 3 検討および契約の申込み

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕9（検討および契約の申込み）または託送約款〔特定電気事業用〕8（検討および契約の申込み）の受電側接続検討に係る規定は、原則として適用いたしません。

### 4 電気方式

受電電気方式は、交流単相2線式、交流単相3線式または交流3相3線式といたします。

## **5 契約および託送供給の単位**

それぞれの発電場所は、1接続供給契約または1振替供給契約に属するものといたします。

## **6 接続送電サービス**

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕20（接続送電サービス）(3)ニまたは託送約款〔特定電気事業用〕19（接続送電サービス）(3)ハは、適用いたしません。

## **7 臨時接続送電サービス**

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕21（臨時接続送電サービス）(3)ニまたは託送約款〔特定電気事業用〕20（臨時接続送電サービス）(3)ニは、適用いたしません。

## **8 予備送電サービス**

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕23（予備送電サービス）または託送約款〔特定電気事業用〕22（予備送電サービス）は、適用いたしません。

## **9 電力量の算定**

記録型計量器により30分ごとに計量できない場合等の30分ごとの電力量は、契約者と当社との協議によって定めます。

## **10 給電指令の実施等**

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕37（給電指令の実施）または託送約款〔特定電気事業用〕35（給電指令の実施）は、適用いたしません。

## **11 受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済**

託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕38（受電および供給の

中止または給電指令の実施にともなう金銭決済) または託送約款〔特定電気事業用〕36(受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済)は、適用いたしません。

## 12 計量器等の取付け

法令により受電用の計量器、その付属装置および区分装置を取り替える場合には、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕60(計量器等の取付け)(5)または託送約款〔特定電気事業用〕58(計量器等の取付け)(5)は、適用しないことがあります。

## 13 工事費負担金の申受け

当社は、契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに低圧で受電する受電地点への供給設備を施設するときには、原則としてその工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

## 14 そ の 他

- (1) 発電場所における発電設備の最大出力が50キロワット以上となる場合の受電電圧は、原則として託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕13(電気方式、電圧および周波数)(2)イまたは託送約款〔特定電気事業用〕12(電気方式、電圧および周波数)(2)イによるものといたします。
- (2) 供給電力、供給電圧および周波数その他の事項については、託送約款によるものといたします。

## 別 冊

# 低圧接続技術要件

### 1 目的

この低圧接続技術要件は、電気工作物を当社電力系統（以下この低圧接続技術要件において、「系統」といいます。）に接続するために必要となる技術要件を定めたものです。

### 2 適用の範囲

この低圧接続技術要件は、発電者の発電設備を当社の低圧電線路に接続する場合に適用いたします。

### 3 電気方式

発電設備の電気方式は、接続する系統の電気方式にあわせていただきま

す。

### 4 保護協調

発電設備の故障または系統の故障時に、故障の除去および故障範囲の局限化等を行なうために保護協調を行なっていただきます。

なお、基本的な考え方は、次によります。

- (1) 発電設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないために、発電設備を当該系統と解列すること。
- (2) 接続された系統に故障が発生した場合は、当該系統から発電設備が解列されること。
- (3) 上位系統故障時等により当該系統が停電した場合は、発電設備が解列され、単独運転または逆充電の状態が生じないこと。

- (4) 接続された系統の故障時の再閉路時に、発電設備が当該系統から解列されていること。
- (5) 接続された系統以外の故障時には、発電設備は解列されないこと。

## 5 保護装置の設置

- (1) 発電設備が故障した場合の系統の保護のための保護継電器の設置は、次によります。
  - イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。
  - ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。
- (2) 接続された系統の短絡故障時の保護のため、発電設備の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、かつ、解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。
- (3) 高低圧混触事故時の保護のため、高低圧混触事故を高速に検出し解列することのできる単独運転検出装置を設置していただきます。
- (4) 単独運転を防止するため、過電圧継電器、不足電圧継電器、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただくとともに、単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ 1 方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置していただきます。

## **6 保護継電器の設置場所**

保護継電器は、受電点または発電設備の出力端や、受電点と発電設備との間の連絡線など、故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

## **7 解列箇所**

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。

(1) 機械的な開閉箇所 2 箇所

(2) 機械的な開閉箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック

## **8 保護継電器の設置相数**

保護継電器の設置相数は、接続する系統の電気方式に応じたものとしていただきます。

## **9 直流流出防止**

逆変換装置から直流が系統へ流出するのを防止するため、逆変換装置の交流出力側に直流流出防止変圧器を設置していただきます。ただし、次の条件を共に満たす場合は省略することができます。

(1) 逆変換装置の直流回路が非接地又は高周波変圧器を用いる場合

(2) 逆変換装置の交流出力側に直流検出器を備え、直流検出時に交流出力を停止する機能を持たせる場合

## **10 力率**

発電者の受電地点における力率は、原則として85パーセント以上とするとともに、電圧上昇を防止するために、系統側からみて進み力率とならないようにしていただきます。

## **11 電圧変動**

(1) 発電設備からの逆潮流により、標準電圧100ボルトまたは200ボルトで系

統から電気を供給する他の場所において、標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下6ボルトをこえない値を、標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトをこえない値を逸脱するおそれがある場合は、自動的に電圧を調整する対策を講じていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の電圧変動対策が必要となります。

(2) 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期がとれる機能を有するものを用いていただきます。

(3) 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統電圧が適正值を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、自励式の逆変換装置を用いていただきます。

(4) 発電設備の出力変動、頻繁な並解列等による電圧変動により他者に影響を及ぼすおそれがある場合は、電圧変動を抑制する対策を講じていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の電圧変動対策が必要となります。

## 12 発電設備の高調波

逆変換装置を用いた発電設備を接続する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント以下かつ各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。

### 13 短絡容量

発電設備の接続により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、限流リアクトル等の短絡電流を制限する装置を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、その他の短絡容量対策が必要となります。